

平成 2 7 年度 施策評価結果
(平成 2 6 年度決算)

尼 崎 市

平成 2 7 年 8 月

目次

1 施策評価制度の概要

- (1) 施策評価について…………… 1
- (2) 施策評価の目的…………… 1
- (3) 施策評価の概要…………… 3
- (4) 施策評価結果の取扱い…………… 3

2 市民意識調査結果

- (1) 調査の目的…………… 6
- (2) 実施概要…………… 6
- (3) 調査結果の取扱い…………… 6
- (4) 調査結果と傾向区分…………… 6
- (5) 市民意識調査における傾向区分ごとの基本的な考え方…………… 8

3 施策評価結果

- (1) 総合計画における「4つのありたいまち」ごとの評価…………… 9
- (2) 施策評価結果及び施策別事務事業一覧表…………… 16
 - 施策評価結果（個票）…………… 20
 - 施策1【地域コミュニティ】…………… 22
 - 施策2【生涯学習】…………… 28
 - 施策3【学校教育】…………… 34
 - 施策4【子ども・子育て支援】…………… 40
 - 施策5【人権尊重】…………… 46
 - 施策6【地域福祉】…………… 52
 - 施策7【高齢者支援】…………… 58
 - 施策8【障害者支援】…………… 64
 - 施策9【生活支援】…………… 70
 - 施策10【医療保険・年金】…………… 76
 - 施策11【地域保健】…………… 80
 - 施策12【消防・防災】…………… 86
 - 施策13【生活安全】…………… 92
 - 施策14【就労支援】…………… 96
 - 施策15【地域経済の活性化】…………… 102
 - 施策16【文化・交流】…………… 108
 - 施策17【地域の歴史】…………… 114

| | |
|-----------------|-----|
| 施策 18【環境保全・創造】 | 120 |
| 施策 19【住環境】 | 126 |
| 施策 20【都市基盤】 | 130 |
| 施策別事務事業一覧表 | 134 |
| 施策 1【地域コミュニティ】 | 135 |
| 施策 2【生涯学習】 | 136 |
| 施策 3【学校教育】 | 137 |
| 施策 4【子ども・子育て支援】 | 139 |
| 施策 5【人権尊重】 | 141 |
| 施策 6【地域福祉】 | 142 |
| 施策 7【高齢者支援】 | 143 |
| 施策 8【障害者支援】 | 145 |
| 施策 9【生活支援】 | 146 |
| 施策 10【医療保険・年金】 | 147 |
| 施策 11【地域保健】 | 149 |
| 施策 12【消防・防災】 | 151 |
| 施策 13【生活安全】 | 152 |
| 施策 14【就労支援】 | 153 |
| 施策 15【地域経済の活性化】 | 154 |
| 施策 16【文化・交流】 | 155 |
| 施策 17【地域の歴史】 | 156 |
| 施策 18【環境保全・創造】 | 157 |
| 施策 19【住環境】 | 158 |
| 施策 20【都市基盤】 | 159 |

1 施策評価制度の概要

(1) 施策評価について

平成25年4月からスタートした「ひと咲き まち咲き あまがさき」をキャッチフレーズとする第5次総合計画においては、今後10年間尼崎市として実現に向けて取り組む姿を「人が育ち、互いに支えあうまち」、「健康、安全・安心を実感できるまち」、「地域の資源を活かし、活力が生まれるまち」、「次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」の4つのありたいまちとして定め、その背景や市民・事業者・行政が取り組む方向性を20の施策ごとに示しています。(P4「図1 総合計画に定める4つのありたいまちと各施策の関係」参照)

総合計画では、「ありたいまち」の実現に向け計画を推進していく中で、社会情勢や市民意識等を踏まえ施策の展開状況を絶えずチェックしていくこととしています。その「ありたいまち」に向けて、それぞれの施策の展開方向ごとに、市民意識や目標指標の達成度合いを把握し、その取組の成果や課題、進捗度などを点検・確認することを「施策評価」と呼び、これを毎年度実施し、評価結果を予算や事務事業の見直しに反映させることで、より効果的・効率的な施策の推進を図ります。

施策評価の2回目となる今年度においては、昨年度の施策評価表に改良等を加えるとともに、施策の展開方向ごとに「重点化」、「転換調整」、「現行継続」の3区分の評価を行いました。

(2) 施策評価の目的

総合計画の進捗確認

尼崎市のまちづくりの長期的な指針である総合計画で定める「4つのありたいまち」に向けた施策の取組について振り返り、現状の課題や達成状況などについての評価を行います。

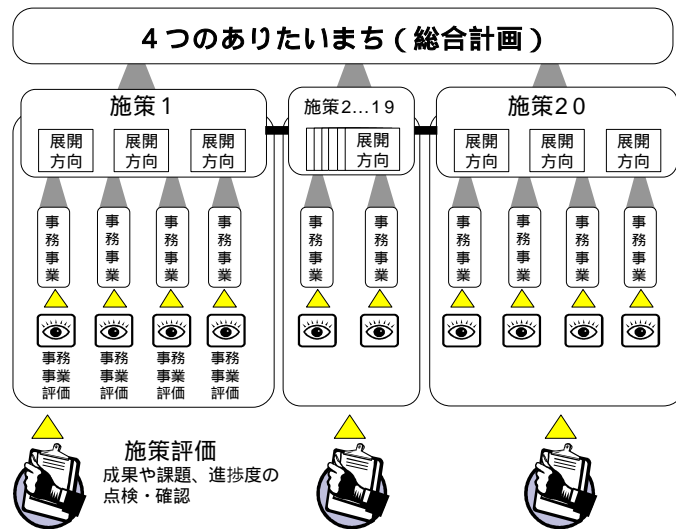
意識の共有

本市の置かれた状況を認識し、施策評価を通じて施策の目標や抱える課題を市長から担当者までが共有することで、職員一人ひとりが目指すべき方向性を意識し、事務事業の改善や新規政策の立案につながります。

効果的・効率的な施策の推進

これまで実施してきた個々の事務事業を振り返り評価する「事務事業評価」に加え、一定の方向性を持った複数の事務事業の目的である「施策」という一段上位のくくりから俯瞰的に眺めて分析し事務事業

の重複度合いや優先度を評価することで、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを行うなど、より効果的・効率的な施策の推進を図ります。



市民の市政参画の推進

施策の達成状況を測る目標を数値で示すとともに、現在の取組や課題、今後の取組方針などを分かりやすく公表し、市民の皆様と共有することで、市政への参画を促そうとするものです。

(3) 施策評価の概要

対象

尼崎市総合計画に掲げる20施策を構成する56の展開方向ごとにその進捗状況等を評価します(平成26年度の活動を基に「施策評価表」を作成する事後評価方式)。

評価方法

| 評価方法 | 内容 |
|------------|--|
| 市民意識調査 | 市内在住の満15歳以上の市民から無作為抽出した2,000人を対象とした市民意識調査による評価(20施策ごと) |
| 内部評価(一次評価) | 施策の主たる担当局による自己評価 |
| 内部評価(二次評価) | 施策の主たる担当局による自己評価の説明を受けての市長査定(総合評価) |

評価項目

| 評価項目 | 内容 |
|---------------|--------------------------------|
| 市民意識調査 | 各施策に対する市民の重要度や満足度 |
| 目標指標の推移 | 定量的に各施策の進捗状況を把握するために定める目標指標の推移 |
| これまでの取組の成果と課題 | 各施策を推進するための主要な事務事業の実績等 |

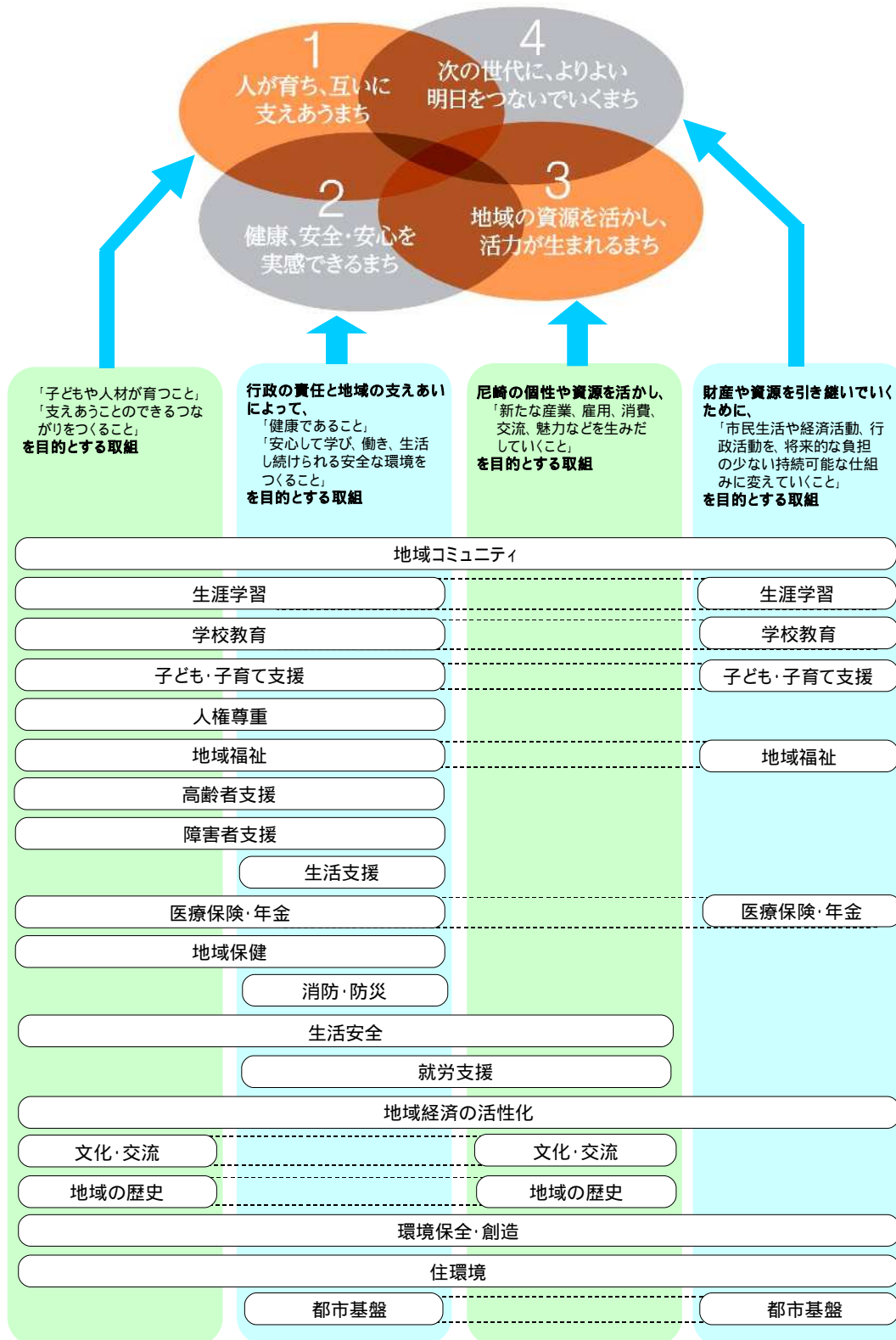
(4) 施策評価結果の取扱い

施策評価結果の公表

20施策を構成する56の展開方向ごとに、各評価項目や評価結果をまとめた「施策評価表」と、これらを束ねた総合計画における「4つのありたいまち」ごとの評価を公表します。

【図1 総合計画に定める4つのありたいまちと各施策の関係】

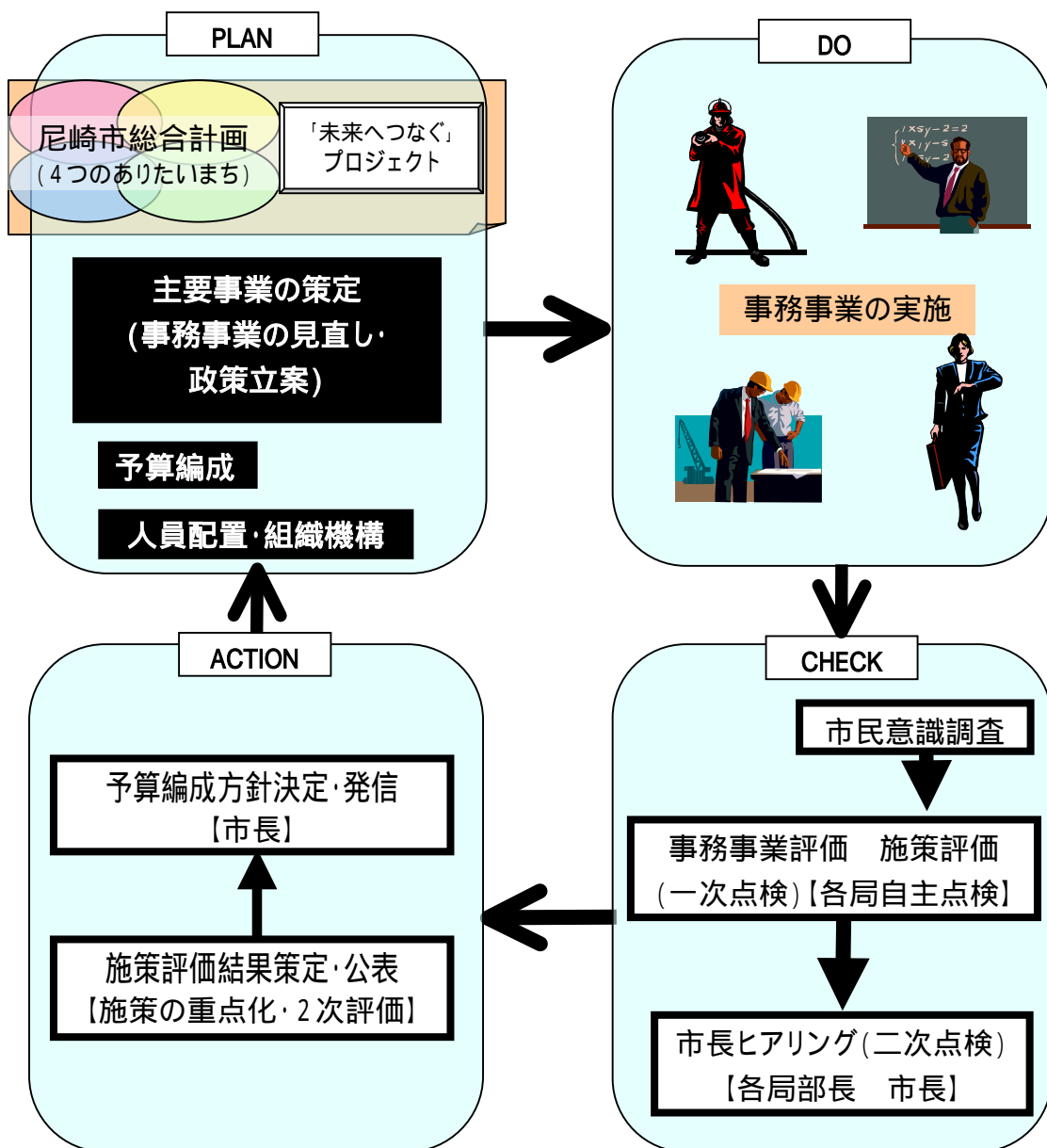
施策体系マトリックス（「ありたいまち」と各施策の関係）



施策評価結果の反映

施策評価の結果（二次評価）は、平成28年度予算の編成や重点取組項目などに反映します。また、次年度以降についても施策評価についてはその方法を適宜見直しながら実施することで、精度を高めていきます。

【図2．施策評価におけるPDCAサイクルの考え方】



2 市民意識調査結果

(1) 調査の目的

総合計画に掲げる20施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、施策に対する取組の「満足度」について、市民にアンケート調査を行いました。

(2) 実施概要

調査対象 満15歳以上の市民から無作為で2,000人を抽出。

調査方法 郵送によるアンケート用紙の発送・回収。

調査期間 平成27年2月13日から平成27年3月20日

回収結果

| 発送数 | 未着数 | 実発送数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-------|-----|-------|-------|-------|
| 2,000 | 10 | 1,990 | 566 | 28.4% |

(3) 調査結果の取扱い

市民意識調査結果から、各20施策を重要度や満足度をもとに、A～Dの4つに区分し（P7「図3 市民意識調査における20施策の分布と傾向区分」参照）、限られた財源を効果的・効率的な施策展開につなげるとともに、市民がその効果を実感できる事業展開を目指します。

(4) 調査結果と傾向区分

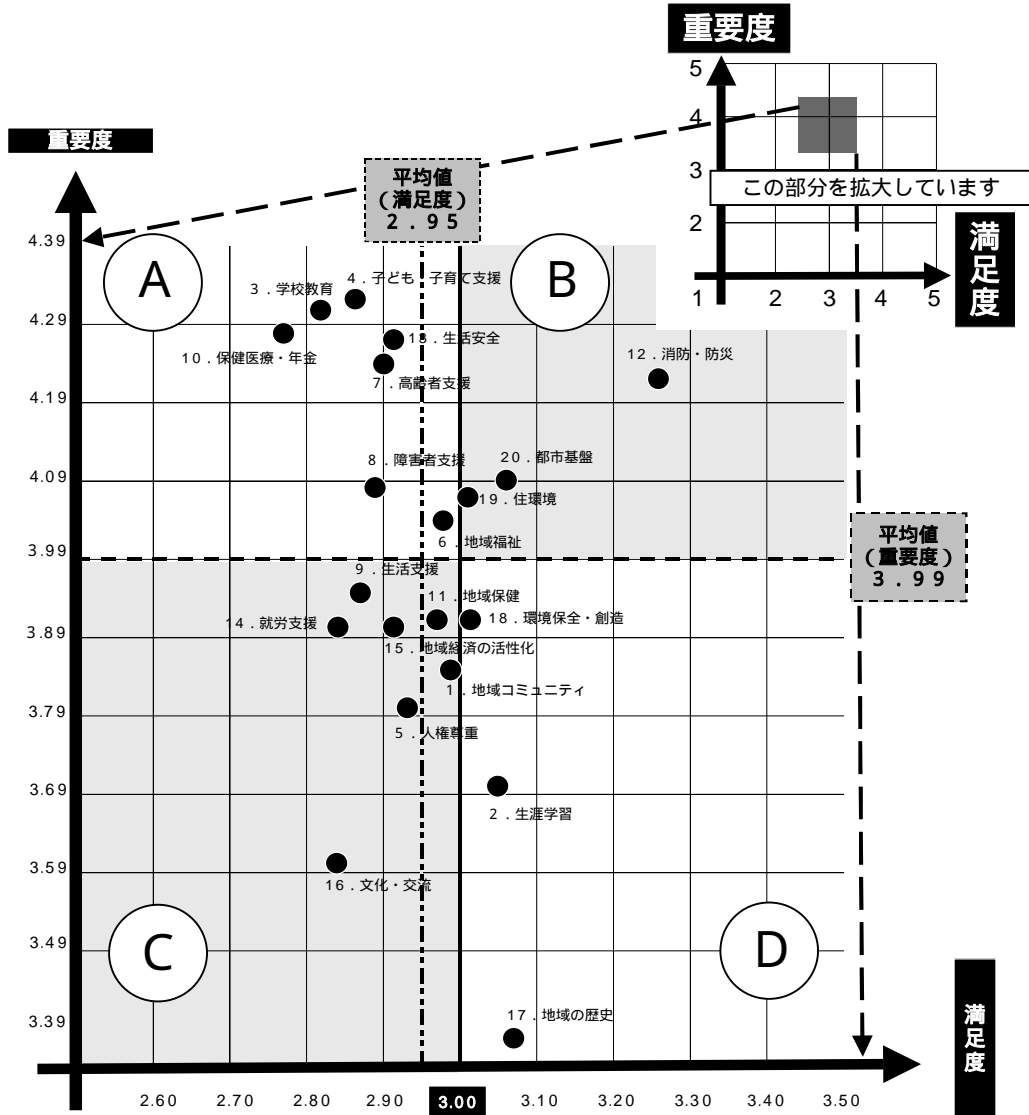
施策別の重要度や満足度の回答を点数化して集計しています。

| | | | | | |
|-----|----------|----|-----|------------|----|
| 重要度 | 重要 | 5点 | 満足度 | 満足 | 5点 |
| | まあ重要 | 4点 | | どちらかといえば満足 | 4点 |
| | ふつう | 3点 | | ふつう | 3点 |
| | あまり重要でない | 2点 | | どちらかといえば不満 | 2点 |
| | 重要でない | 1点 | | 不満 | 1点 |

結果概要

| | |
|-------------------------|--|
| 全20施策の平均値 | 重要度 3.99(前年4.39)、満足度 2.95(前年2.91) |
| 重要度と満足度の乖離が大きい主な施策 | 医療保険・年金(乖離幅1.50)、学校教育(乖離幅1.49) 子ども・子育て支援(乖離幅1.46) |
| 重要度順位が大きく上昇した主な施策(対前年比) | 子ども・子育て支援(8位→1位) 障害者支援(12位→8位) |
| 満足度順位が大きく上昇した主な施策(対前年比) | 生活安全(16位→11位) 住環境(9位→5位) |

【図3 市民意識調査における20施策の分布と傾向区分】

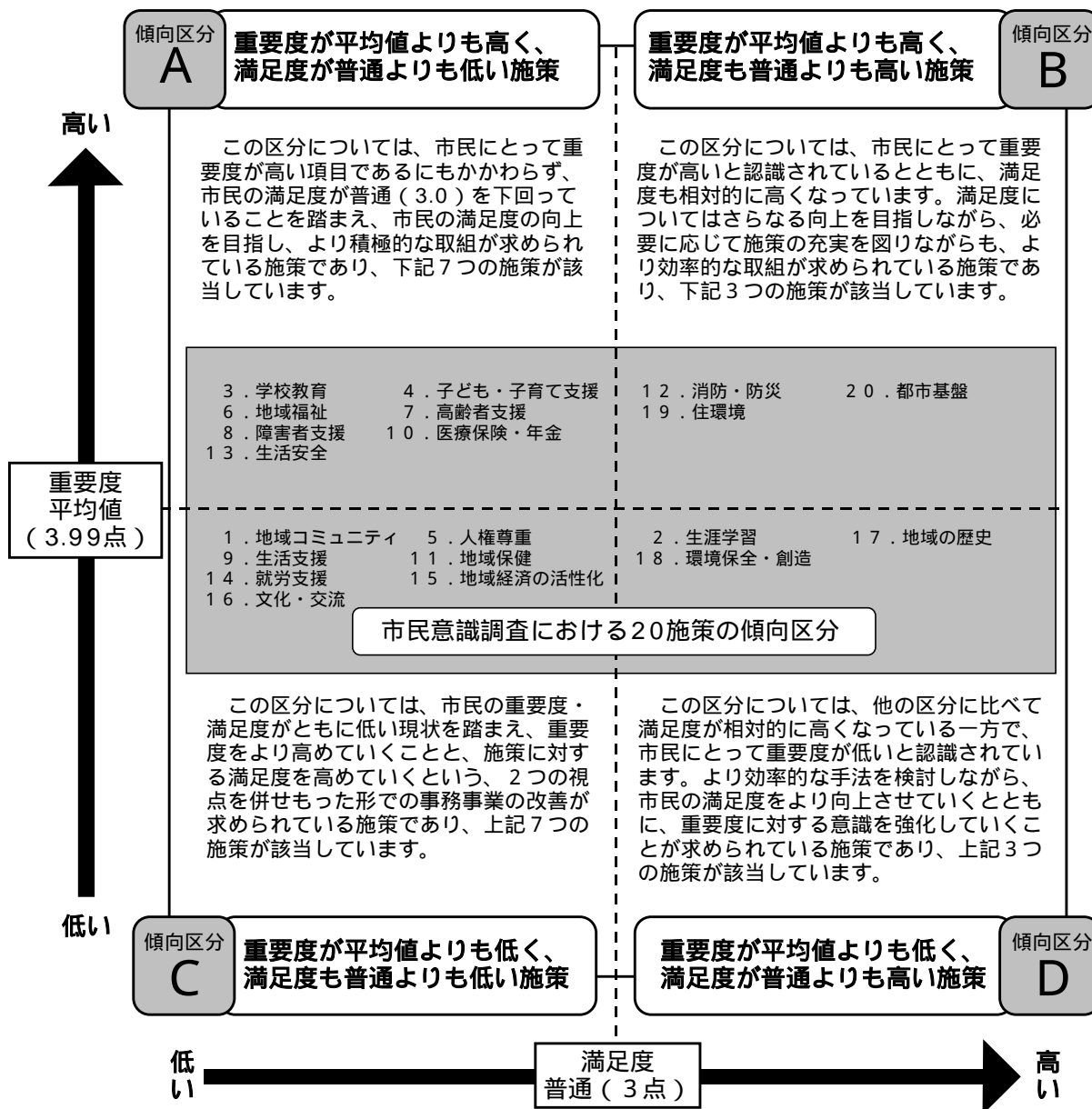


| 施策名 | | 重要度 | 満足度 | 施策名 | | 重要度 | 満足度 |
|------|-----------|------|------|------|----------|------|------|
| 施策1 | 地域コミュニティ | 3.85 | 2.99 | 施策11 | 地域保健 | 3.91 | 2.97 |
| 施策2 | 生涯学習 | 3.70 | 3.05 | 施策12 | 消防・防災 | 4.22 | 3.26 |
| 施策3 | 学校教育 | 4.31 | 2.82 | 施策13 | 生活安全 | 4.27 | 2.91 |
| 施策4 | 子ども・子育て支援 | 4.32 | 2.86 | 施策14 | 就労支援 | 3.90 | 2.84 |
| 施策5 | 人権尊重 | 3.80 | 2.93 | 施策15 | 地域経済の活性化 | 3.90 | 2.91 |
| 施策6 | 地域福祉 | 4.04 | 2.98 | 施策16 | 文化・交流 | 3.60 | 2.84 |
| 施策7 | 高齢者支援 | 4.24 | 2.90 | 施策17 | 地域の歴史 | 3.38 | 3.07 |
| 施策8 | 障害者支援 | 4.08 | 2.89 | 施策18 | 環境保全・創造 | 3.91 | 3.01 |
| 施策9 | 生活支援 | 3.95 | 2.87 | 施策19 | 住環境 | 4.07 | 3.01 |
| 施策10 | 医療保険・年金 | 4.28 | 2.78 | 施策20 | 都市基盤 | 4.09 | 3.06 |

(5) 市民意識調査における傾向区分ごとの基本的な考え方

限られた財源を効果的・効率的な施策展開につなげるため、市民意識調査の結果を踏まえた施策の進め方として、全20施策における重要度の平均点(3.99点)と満足度の普通(3点)を軸として4つの傾向(A~D)に区分し、その傾向区分ごとに施策を推進するにあたっての基本的な考え方をまとめています。

なお、重要度に関しては全20施策の平均値を基にした相対的なものであるとともに、すべての施策について普通(3.0点)以上という結果となっています。一方、満足度については平均値が2.95点と普通をやや下回っており、各施策においてはさらなる質の向上が求められています。



3 施策評価結果

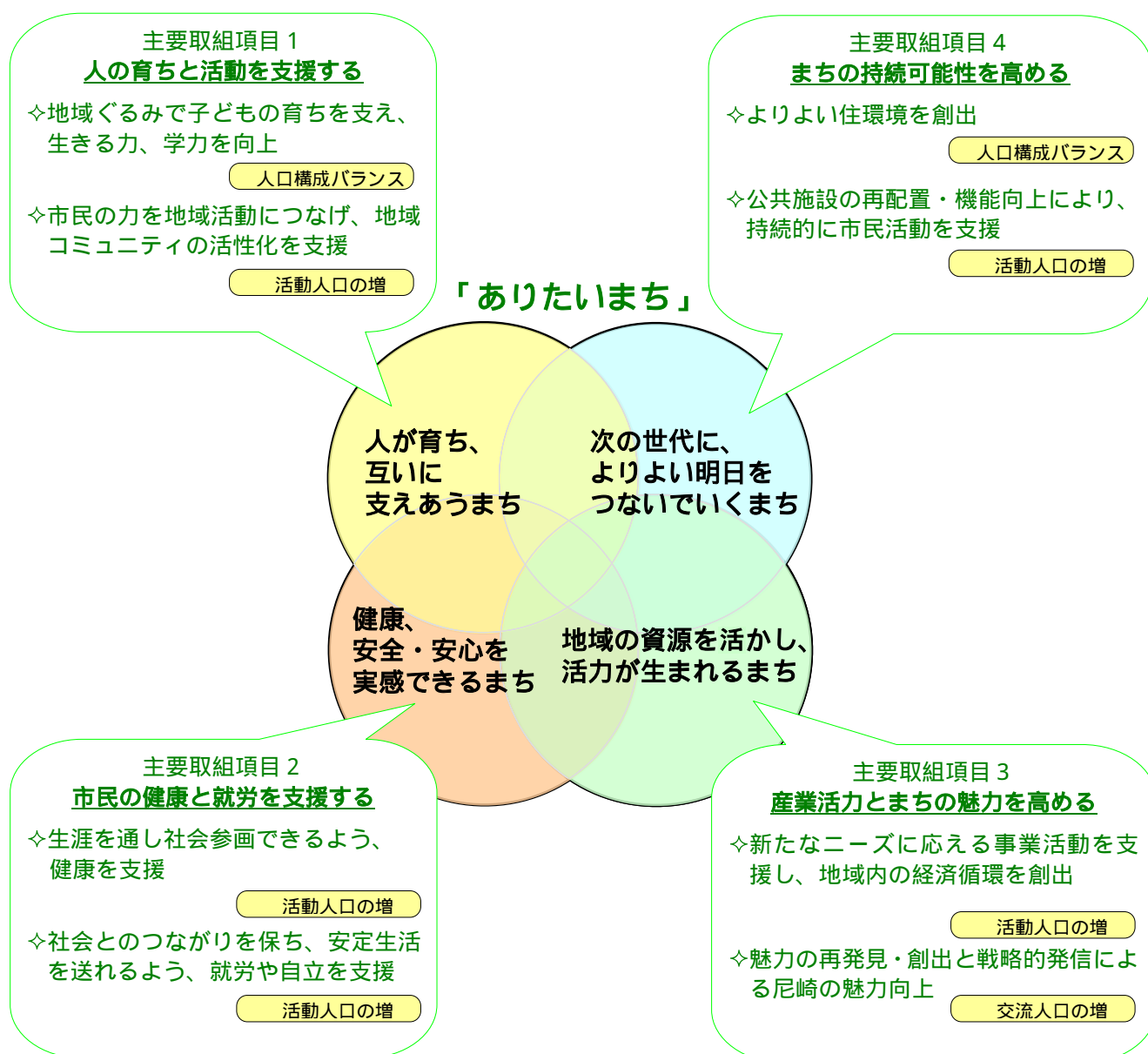
(1) 総合計画における「4つのありたいまち」ごとの評価

総合計画においては、尼崎市の将来に向けて取り組む姿を「4つのありたいまち」として示し、20の施策分野ごとにその実現に向けた方向性を示して取組を進めています。

併せて、計画期間において特に重点的に取り組む項目を「主要取組項目」としてまとめています（「図4 「ありたいまち」と主要取組項目」参照）。

4つのありたいまちにおける平成26年度の成果と課題については次のとおりです。

【図4 「ありたいまち」と主要取組項目】



人が育ち、互いに支えあうまち

主要取組項目「人の育ちと活動を支援する」

- ・ 地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力、学力を向上
- ・ 市民の力を地域活動につなげ、地域コミュニティの活性化を支援

成果と課題

文末()は、主な施策番号

- ・ 学校の空調整備と中学校給食導入に対するニーズが高まる中、優先順位を市民や関係者とともに考える「総合計画キャラバン」(連続ワークショップ)を実施した結果、全小中学校への空調整備に優先的に取り組むこととした。中学校給食についても実施に向けて検討を進めるが、財源の確保が課題となっている。(施策3)
- ・ 学力面での全国平均との差は縮小しているものの、継続した取組が必要である。また、より多くの市民、事業者に教育への支援を呼びかけ、本市教育の振興を図るため、平成26年度末に教育振興基金を設置した。(施策3)
- ・ 子ども・子育て支援新制度に係る本市独自の取組として、自己肯定感や就学後の「後伸びする力」を育むための「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」をまとめることができた。(施策3・4)
- ・ 地域コミュニティの最大組織である尼崎市社会福祉協議会の加入率は、60%を切り漸減している。少子化・高齢化、人口減少が進む中、持続可能なまちづくりを進めていくためには、地域コミュニティの活性化や、市民自らが、まちの課題解決に向けて学び取り組む仕組みづくりが必要である。(施策1)

今後の取組方針

- ・ 全小中学校への空調整備に平成27～29年度の3ヵ年で取り組むとともに、学習環境の向上を教育面での成果につなげるべく、引き続き、学力向上に取り組んでいく。(施策3)
- ・ 地域社会全体で子どもを守り育てる環境づくりに向け、家庭、地域、学校の連携強化に向けた取組を推進していく。(施策3)
- ・ 平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度のもと、保育の量の拡充や質の向上に着実に取り組むとともに、「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」を広く共有し、活用していく。(施策3・4)

- ・ いじめや不登校等、子どもを取り巻く環境が複雑・多様化している中、これから策定する「いじめ防止基本方針」に基づく支援や青少年センター機能の見直しを含め、子どもに視点をおいた総合的な支援を実施するための「(仮称)子どもの育ち支援センター」機能について検討する。(施策3・4・9)
- ・ これからの住民自治の方向性を示す自治基本条例の制定に向けて、市民懇話会やタウンミーティング等を行い、自治意識の醸成を図るとともに、その方向性を実現するため、地域別予算の導入や、地域振興センター機能の強化など、市民参画や住民自治を推進するための取組を検討していく。(施策1)
- ・ 社会教育機能の再編を含め、学びの場の提供や、多様な主体が連携できる仕組みとして、「みんなの尼崎大学」を平成28年度にスタートできるよう取組を進める。(施策1・2)

健康、安全、安心を実感できるまち

主要取組項目「市民の健康と就労を支援する」

- ・生涯を通し社会参画できるよう、健康を支援
- ・社会とのつながりを保ち、安定生活を送れるよう、就労や自立を支援

成果と課題

- ・ 医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進するため、「尼崎市第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定した。これまでも介護予防や認知症対策、生活習慣病などの予防に力を入れた市民の健康づくりを推進してきているものの、介護保険制度の改正による、介護予防給付の地域支援事業への一部移行などを平成29年度に控え、地域の支え合いや、高齢者ができる限り要介護状態にならず、健康づくり・生きがいづくりができる環境と、介護が必要な状態になったとしても、できるだけ重くならないようその状態を維持・改善しつつ、自立した生活が過ごせるような予防的取組の拡大・定着のための取組が急務となっている。(施策7・10・11)
- ・ 就労や自立の支援では、これまで実施してきた無料職業紹介や合同就職面接会などの就労希望者に対する取組のほか、平成27年度からは、生活困窮者自立支援制度に基づき、新たな総合支援窓口として開設した「しごと・くらしサポートセンター尼崎」において、生活困窮者への就労支援を開始している。(施策9・14)
- ・ 家庭環境などの要因を背景とした支援を要する子どもへの対応として、平成26年度に、子どもの育ち支援ワーカーを3人から6人に増員した結果、「活動した学校数」を伸ばしているほか、不登校児童・生徒を進学に結びつけるなど改善事例にもつながっている。(施策3・4・9)
- ・ ひったくり防止の取組強化により、「市内で発生したひったくり件数」が減少しており、取組の成果が現れている。しかし、「市内の犯罪認知件数」については、全体として減少しているものの、その約3割を占める「市内で発生した自転車の盗難数」が依然として多い。(施策13・20)

今後の取組方針

- ・ 介護保険制度の改正を視野に入れつつ、高齢者保健福祉計画、地域福祉計画、地域いきいき健康プランあまがさき、特定健診等実施計画、保健事業実

施計画、地域コミュニティの活性化に向けた取組など、関連する施策間の連携を強化する。また、各種推進員、専門員等の役割の整理・調整や、既存の事業の見直し、再構築など、高齢者が自ら健康づくりに取り組むことを支援し、また、効果的に高齢者を地域で支える仕組みづくりについて検討する。(施策7・10・11)

- ・ 就労支援の取組については、企業が求める人材に主眼を置いた「雇用支援」と、生活困窮者に対する「自立支援」という二つの視点を重視し、各施策の役割を明確にすることで、より効果的・効率的に取組が進められるよう、適宜、事業の見直しを図っていく。(施策9・14)
- ・ 生活保護の適正運営については、今後、不正受給の未然防止にも努める中で、取組をより強化していく。また、生活保護世帯に対する就労支援や生活保護世帯等の子どもに対する学習支援事業等について、事業拡充による効果を検証し、引き続き、適切な対策を講じていく。(施策9)
- ・ 自転車事故・盗難防止、不法駐輪対策などを総合的かつ一体的に推進する自転車総合政策の企画・立案を行うため、庁内プロジェクトチームで、庁内横断的に重点的に取り組んでいく。(施策13・20)

地域の資源を活かし、活力が生まれるまち

主要取組項目「産業活力とまちの魅力を高める」

- ・新たなニーズに応える事業活動を支援し、地域内の経済循環を創出
- ・まちの魅力の再発見・創出と戦略的発信による尼崎の魅力向上

成果と課題

- ・ 地域経済の好循環を図り、活性化を促進するため、産業の振興、起業の促進、雇用就労の維持創出に関する基本理念を示した「尼崎市産業振興基本条例」を平成26年10月に制定し、その趣旨を踏まえて、「尼崎市企業立地促進条例」を改正した。(施策15)
- ・ 環境と産業の共生の取組については、環境面・産業面ともに費用対効果の検証が課題となっている。(施策15)
- ・ シティプロモーションに係るサミットや観光振興に係る各種イベントの開催などに取り組み、交流人口の増加につながっている。一方で、市のイメージは短期間で飛躍的に向上するものではないため、今後もイメージ向上に向けた様々な取組を着実に実施していく必要がある。(施策16)

今後の取組方針

- ・ 尼崎市産業振興基本条例の基本理念を踏まえ、産業施策の再構築を図る。また、条例に基づき、庁内外の関係機関が参画して設置した「尼崎市産業振興推進会議」において、本市産業の現況にかかるデータや分析を情報共有し、本市産業施策の効果検証や各機関と連携して取り組む事業の検討などを行う仕組みを構築する。(施策15)
- ・ 平成27年度に整備予定の中小企業センター創業支援拠点での取組や、ソーシャルビジネス振興の視点も踏まえ、創業・起業支援策を構築する。(施策15)
- ・ 市制施行100周年を踏まえ、引き続き本市の魅力ある地域資源情報を発信して、市民のさらなる郷土愛の醸成、協働のまちづくりにつなげていくとともに、文化行政の指針となる文化振興ビジョンの策定に向けた取組を進める。(施策16)
- ・ 本市が力を入れている施策や成果が上がっている事業などについて、より効果的・戦略的に情報発信できるようにするための取組を検討する。(施策16)

次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

主要取組項目「まちの持続可能性を高める」

- ・よりよい住環境を創出
- ・公共施設の再配置・機能向上により、持続的に市民活動を支援

成果と課題

- ・これまでの取組の結果、「都市基盤が整い、利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合」は増加している。(施策19・20)
- ・市民等の生命、身体及び財産を保護するため、老朽空家等を適正に管理すべき所有者等の責務等を示した「尼崎市危険空家等対策に関する条例」を平成27年2月に制定した。(施策19)
- ・人口減少社会を迎える中、老朽化した公共施設の戦略的な維持・管理と総量圧縮が不可避となっており、こうした課題に対応するため、本市の公共施設の今後のあり方について基本的な方向性を示す「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」を平成26年6月に策定した。

今後の取組方針

- ・市民の利便性と安全性を確保するために、計画的に都市基盤の整備・維持に取り組む。(施策19・20)
- ・引き続き、省エネ、自然エネルギーの導入促進、ごみの減量化、生物多様性の保全に努めるとともに、その成果が広く市民に伝わるよう、進捗状況のさらなる見える化に努める。(施策18)
- ・老朽危険空家以外も含めた空家対策については、予防方法の検討や、空家調査の分析を行った上で、費用対効果を視野に入れた取組を進める。
(施策19)
- ・「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、施設の劣化状況や利用状況等を踏まえながら、施設の評価を行い、具体的な「公共施設マネジメント計画」を策定する。

(2) 施策評価結果及び施策別事務事業一覧表

20 施策を構成する 56 の展開方向ごとに主たる担当局による一次評価を受けての市長査定（二次評価）を記載した施策評価結果とその施策を主に構成する事務事業を一覧にした事務事業一覧表を掲載しています。

この施策評価において、現在の事務事業の進め方を振り返るとともに、次年度の予算の編成方針を決定することとし、重点化が必要な施策には一定の範囲内で予算の重点配分や体制整備の強化を行っていきます。

なお、総合評価部分のみ抜粋して下表に記載しています。個別の詳しい評価については、22 ページ以降の各施策評価表をご覧ください。

施策評価結果（総合評価）の説明

- 「重点化」** 施策の 2 次評価は「重点化」とし、来年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。
- 次の視点から総合的に判断し評価した
- ・ 総合計画の主要取組項目で現役世代の定住・転入促進に資するもの
 - ・ 市民意識調査で重要度が高いが満足度が低かったもの
 - ・ 平成 28 年度に市制施行 100 周年を迎えるに当たり「市民自治のまちづくり」を推進するもの
- 「転換調整」** 施策の 2 次評価は「転換調整」とし、より効果的な取組への転換に向け調整を行う。
- 次の視点から総合的に判断し評価した
- ・ 総合計画の「ありたいまち」の実現に向けて、施策の再構築や実施手法の見直し等が必要なもの
 - ・ 施策単位にとどまらず、他施策との連携・調整等が必要と考えられるもの
- 「現行継続」** 施策の 2 次評価は「現行継続」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。
- ・ 現行取組を基本とするが、評価結果も踏まえ、各局の創意工夫のもと、更なる取組の充実と改善を図る

施策評価結果一覧

| 施策名称 | 施策の展開方向 | 施策評価結果（総合評価） | | | 掲載ページ | | |
|-------------------------------------|---------|---|------|------|-------|-----|-----|
| | | 重点化 | 転換調整 | 現行継続 | 評価表 | 一覧表 | |
| 1 【地域コミュニティ】 みんなの支えあいで地域が元気なまち | 1 - 1 | 多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。 | | | | 22 | 135 |
| | 1 - 2 | 子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。 | | | | 24 | |
| | 1 - 3 | 市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。 | | | | 26 | |
| 2 【生涯学習】 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち | 2 - 1 | 市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。 | | | | 28 | 136 |
| | 2 - 2 | 健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。 | | | | 30 | |
| | 2 - 3 | 生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。 | | | | 32 | |
| 3 【学校教育】 教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち | 3 - 1 | 確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。 | | | | 34 | 137 |
| | 3 - 2 | 子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。 | | | | 36 | |
| | 3 - 3 | 地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。 | | | | 38 | |
| 4 【子ども・子育て支援】 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち | 4 - 1 | 家庭における子育て力を高めます。 | | | | 40 | 139 |
| | 4 - 2 | 子どもの主体的な学びや行動を支えます。 | | | | 42 | |
| | 4 - 3 | 地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。 | | | | 44 | |
| 5 【人権尊重】 人権文化の息づくまち | 5 - 1 | 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。 | | | | 46 | 141 |
| | 5 - 2 | 市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。 | | | | 48 | |
| | 5 - 3 | 人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。 | | | | 50 | |
| 6 【地域福祉】 誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち | 6 - 1 | 小地域福祉活動を活発にします。 | | | | 52 | 142 |
| | 6 - 2 | 地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。 | | | | 54 | |
| | 6 - 3 | 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。 | | | | 56 | |
| 7 【高齢者支援】 高齢者が地域で安心して暮らせるまち | 7 - 1 | 元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。 | | | | 58 | 143 |
| | 7 - 2 | 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。 | | | | 60 | |
| | 7 - 3 | 積極的に地域とかかわることができるよう支援します。 | | | | 62 | |
| 8 【障害者支援】 障害のある人が地域で自立して暮らせるまち | 8 - 1 | 地域での在宅生活を支えます。 | | | | 64 | 145 |
| | 8 - 2 | 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。 | | | | 66 | |
| | 8 - 3 | 障害のある人の社会への参加を促進します。 | | | | 68 | |
| 9 【生活支援】 生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち | 9 - 1 | 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。 | | | | 70 | 146 |
| | 9 - 2 | 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。 | | | | 72 | |
| | 9 - 3 | 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。 | | | | 74 | |
| 10 【医療保険・年金】 医療保険で健康な生活を支えあうまち | 10 - 1 | 支えあいで健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。 | | | | 76 | 147 |
| | 10 - 2 | 生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。 | | | | 78 | |

| 施策名称 | 施策の展開方向 | | 施策評価結果（総合評価） | | | 掲載ページ | |
|-------------------------------------|---------|---|--------------|------|------|-------|-----|
| | | | 重点化 | 転換調整 | 現行継続 | 評価表 | 一覧表 |
| 11 【地域保健】 いきいきと健康に安心して暮らせるまち | 11-1 | ライフステージに応じた健康づくりを支援します。 | | | | 80 | 149 |
| | 11-2 | 適切な医療体制の確保に努めます。 | | | | 82 | |
| | 11-3 | 健康危機管理体制の確立に取り組みます。 | | | | 84 | |
| 12 【消防・防災】 消防・防災体制が充実した安全・安心のまち | 12-1 | 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。 | | | | 86 | 151 |
| | 12-2 | 大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実します。 | | | | 88 | |
| | 12-3 | 地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努めます。 | | | | 90 | |
| 13 【生活安全】 生活に身近な安心を実感できるまち | 13-1 | 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。 | | | | 92 | 152 |
| | 13-2 | 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。 | | | | 94 | |
| 14 【就労支援】 能力を活かし、いきいきと働けるまち | 14-1 | 企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。 | | | | 96 | 153 |
| | 14-2 | 就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます。 | | | | 98 | |
| | 14-3 | 多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。 | | | | 100 | |
| 15 【地域経済の活性化】 地域経済の活性化によるにぎわいのまち | 15-1 | 地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高めます。 | | | | 102 | 154 |
| | 15-2 | 環境と共生する持続可能な社会経済活動をめざして、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます。 | | | | 104 | |
| | 15-3 | 地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します。 | | | | 106 | |
| 16 【文化・交流】 人をひきつける魅力があふれるまち | 16-1 | 地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高めます。 | | | | 108 | 155 |
| | 16-2 | まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します。 | | | | 110 | |
| | 16-3 | 地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進します。 | | | | 112 | |
| 17 【地域の歴史】 歴史遺産を守り活かすまち | 17-1 | 文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します。 | | | | 114 | 156 |
| | 17-2 | 地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます。 | | | | 116 | |
| | 17-3 | 住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力を分かりやすくしっかりと伝えていきます。 | | | | 118 | |
| 18 【環境保全・創造】 環境と共生する持続可能なまち | 18-1 | 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化します。 | | | | 120 | 157 |
| | 18-2 | 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。 | | | | 122 | |
| | 18-3 | 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。 | | | | 124 | |
| 19 【住環境】 暮らしやすく快適な住環境を備えたまち | 19-1 | 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的に関わっていただける環境づくりを進めます。 | | | | 126 | 158 |
| | 19-2 | 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。 | | | | 128 | |
| 20 【都市基盤】 安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち | 20-1 | 都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。 | | | | 130 | 159 |
| | 20-2 | 地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。 | | | | 132 | |
| 合計 | | | 7 | 16 | 33 | | |